

羽島市教育大綱

《教育理念》

目標を持ち ともに問題に取り組み

新しい時代を切り開くことのできる人づくり



平成27年6月
羽島市

目 次

第1章	大綱の制定について	1
1	羽島市教育大綱の位置付け	1
2	大綱の期間	1
第2章	羽島市の教育のめざす姿	2
1	教育の基本理念	2
2	施策の基本方向1について	3
3	施策の基本方向2について	4
第3章	施策の推進体系図	5

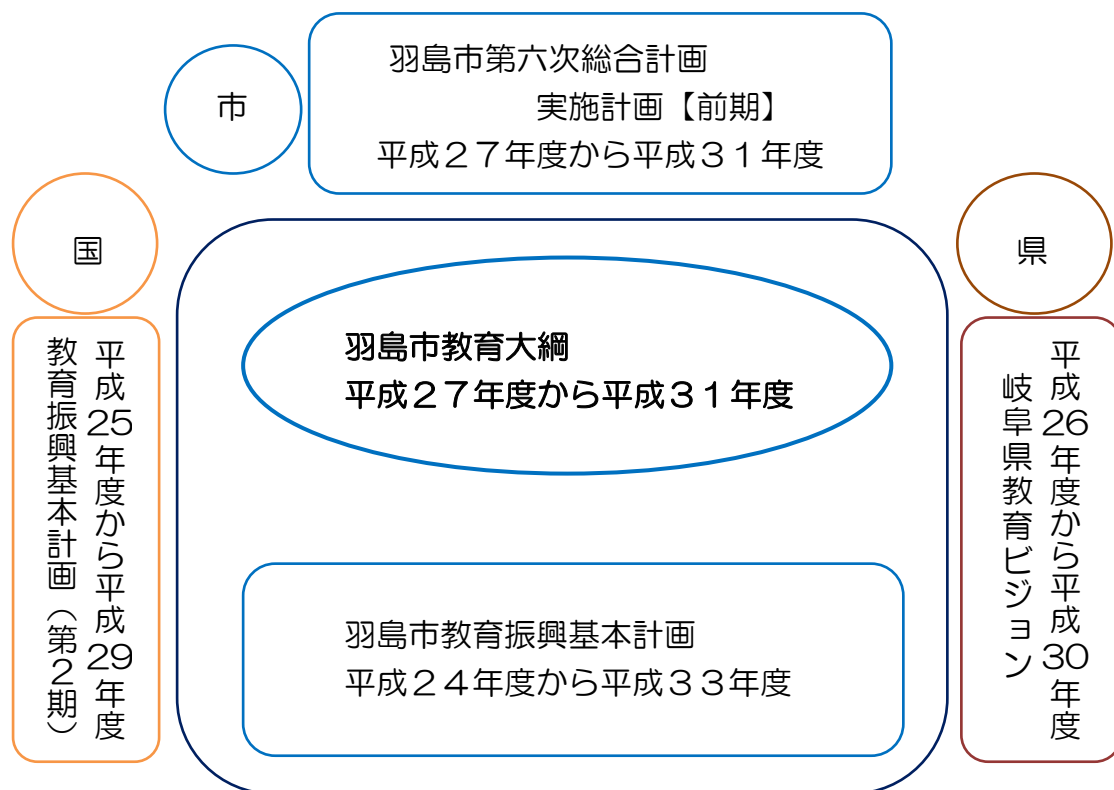
第1章 大綱の制定について

1 羽島市教育大綱の位置づけ

羽島市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、羽島市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものであり、羽島市の教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について定めた「羽島市教育振興基本計画」平成24年3月策定）の骨子となる部分を持って大綱として定めるものです。

2 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、平成27年度を始期、羽島市第六次総合計画 実施計画の前期期間である平成31年度を終期としますが、本市の総合計画や国県及び社会情勢の動向を踏まえ、適時改定するものとします。



第2章 羽島市の教育のめざす姿

1 教育の基本理念

目標を持ち ともに問題に取り組み

新しい時代を切り開くことのできる人づくり

～市民一人一人が「私は、この目標に向かって、今、このことを頑張っています。」と言い切れる羽島市～

現在、羽島市第六次総合計画の将来都市像「心安らく 幸せ実感都市 はしま」の実現に、教育は人づくりの面から取り組んでいます。その中で、めざす人間像として、問題を問題としてとらえ、それを解決し、さらに、人としてより質の高い生き方を求め続ける人づくりを進めたいと考えます。

そのためには、市民一人一人が、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、個々の目標を明確に持ち、質の高い学習・文化・スポーツ活動を主体的に展開し、生き甲斐のある毎日を送れるようにする必要があります。

目標を持ち、志をもって、目の前の問題に気付き、果敢に取り組み、一つ一つの問題を解決し、閉塞感のある時代を切り開いていく人づくりを推進していくことが大切であると考え、この基本理念を設定しました。

この基本理念を実現するために、次の2つの基本方向をもとに施策を推進します。

〈施策の基本方向1〉

子どもたちに「生きる力」を確実に育む施策を推進する。



- (1)安全で安心して学ぶことができる学校づくり
- (2)生きる力を育む学校づくり
- (3)豊かな心を育む家庭・地域社会の教育力の向上

〈施策の基本方向2〉

市民一人一人が生涯にわたり充実した学びができる施策を推進する。



- (1)誰もが心豊かに生きることのできる生涯学習の推進
- (2)芸術・文化活動の振興及び活用を通じ、誰もが誇りをもって語れる「ふるさと羽島」の実現
- (3)誰もが健康で活力ある生活を送ることのできる生涯スポーツ社会の実現

2 施策の基本方向1について

～ 子どもたちに「生きる力」を確実に育む施策の推進～

基本理念実現のためには、学校、保護者、地域社会が連携、協力し合って子どもたちに「生きる力」を育むことが必要です。そのためには、次の3つの視点から施策を推進する必要があります。

(1) 子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる環境の確保

学校施設の耐震化、想定される災害への備え、安全点検、教育備品の整備などの施設面での施策とともに、いじめや不登校、問題行動への適切な指導、防災教育や避難訓練の実施など、指導面等での施策を充実させ、日々、子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境を整えることが必要です。

(2) 「生きる力」を確実に育む学校づくり

「生きる力」である「確かな学力」「他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」の3つの力をバランスよく育むために、学校において、望ましい集団を育て、授業を充実させ、系統的、組織的な教育活動を行うことが大切です。学校における教育活動が充実し、一人一人の力を十分に伸ばすためには、特に、「個に応じたきめ細かな指導」「教職員の資質・能力の向上」「幼児期からの段階的な指導」などに対する施策が必要です。

(3) 家庭・地域社会の教育力の向上

平成18年に改正された教育基本法には、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と示されており、家庭は、子どもたちの生活や学習の基盤であり、保護者の責任は重い。そのため、保護者が子の教育について主体的に学び、自信を持って子の教育に当たることができるように支援をすることが必要です。また、子どもは地域との関わりの中で、郷土を大切にする心や道徳的実践力が養われることから、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境づくりを進めていくことも必要です。



中学生：理科「水や栄養分を運ぶしくみ」の学習の様子

3 施策の基本方向2について

～ 市民一人一人が生涯にわたり充実した学びができる施策の推進 ～

基本理念実現のためには、市民一人一人が生涯にわたり充実した学びができるようにすることが必要です。乳幼児・子どもから障がい者、高齢者など誰もが自由に等しく学習できる環境整備が求められています。そのために、次の3つの視点から施策を推進する必要があります。

(1) 誰もが心豊かに生きることのできる生涯学習の推進

羽島市の生涯学習体制については、はしま市民教授やはしまエルボランティア連絡協議会の活動、コミュニティセンター及び公民館における学習など、個人の能力や学習の成果を生かすための仕組みが構築されており、今後もこうした取組をさらに発展させ、地域に学び、地域に生かす地域づくり型生涯学習を推進する必要があります。

(2) 芸術・文化活動の振興及び活用を通し、誰もが誇りをもって語れる「ふるさと羽島」の実現

市民一人一人が羽島市に誇りを持ち、生き生きとした毎日を送ることができるようするために、羽島市の歴史・文化等への関心を高めるイベント・事業の推進とともに、羽島市文化資産のまちづくりへの活用、伝統文化の後継者育成のための支援策の充実等による伝統文化の保存・継承などを推進していく必要があります。

(3) 誰もが健康で活力ある生活を送ることのできる生涯スポーツ社会の実現

市民一人一人が健康で生き甲斐のある毎日を送ることができるようするために、生涯スポーツの果たす役割は大きいと考えます。市民誰もが、それぞれの体力や年齢、趣味、目的などに応じ、いつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現をめざす必要があります。そのために、「総合型地域スポーツクラブへの加入促進」「各種スポーツクラブ団体の活動支援」「指導者の育成」「各種スポーツ教室や大会開催等の推進」「施設・設備の充実と適切な維持管理」などの施策を推進していきます。



はしま生き生き講座「1日だけの、コーラス体験」

施策の推進体系図

＜基本方針＞ 将来都市像「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」の実現のため、次代を担う心豊かな人を育むまちづくりを推進します。

＜教育理念＞ 目標を持ち ともに問題に取り組み 新しい時代を切り開くことのできる人づくり

～ 市民一人一人が「私は、この目標に向かって、今、このことを頑張っています。」と言い切れる羽島市 ～

